

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 阿 倍 野 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月13日（水） 午後2時30分から 午後3時30分までの間
開催場所		大阪府阿倍野警察署 5階講堂
出席者	委 員	中嶋会長 家永副会長 津田委員 磯野委員 曲田委員 杉野委員 石丸委員 奥田委員 中村委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日はお忙しい中、阿倍野警察署幹部の方、また各委員の方々、御参加いただきましてありがとうございます。 この場をお借りしまして、日頃からの警察活動や防犯活動等についてお礼を申し上げます。 いろいろと挨拶を考えていたのですが、先程、署長室でもお話しさせてもらったとおり、阿倍野区民大会、阿倍野カーニバルが無事に終わったところでございます。 ふと考えてみますと暑い暑いと思っていた夏も最近は、朝夕寒くなり、秋が来ることなく、アツという間に冬が近付いたところで、もう11月半ば、今年も残すところ、50日を切った次第でございます。 署員の皆様には安全なまち阿倍野を目指して、普段も頑張っていただいているところではありますが、年末にかけて、より一層頑張っていただけよう期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。 2 署長 本日は、大変お忙しい中、阿倍野警察署協議会に御参加いただきましてありがとうございます。 本年度第2回目の開催ということで、よろしくお願いします。 また、皆様には平素から警察業務活動に亘り、特別な御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日の協議会では、阿倍野警察署管内の犯罪発生状況の分析結果と交通事故の発生状況及びその結果等を御報告させてもらった後に、皆様からの御意見御要望を聞かせていただき、更なる阿倍野の治安維持、地域の安全の取り組みに反映させていただければと思っておりますので、皆様からの多くの御意見御要望を賜りたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

3 議事

(1) 各課業務取組状況の報告

- ・ 大阪重点犯罪の発生状況（刑事課）
- ・ 交通事故発生状況（交通課）
- ・ 特殊詐欺対策（生活安全課）

（SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺など）

(2) 質疑応答

ア 警察署内での各課の任務

【委員】

警察署内での各課の役割について知りたい

【警察】

まず最初に、警察署の組織図について、お話しさせていただきます。

現在、大阪府下には66の警察署があります。

各警察署では署長、副署長の元に総務課、留置管理課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課、直轄警察隊があり、その中でも、昨今警察の取り扱いが増加傾向にあることから、ここ数年で新たに設置された係がございます。

まず、生活安全課ですと、防犯保安係、人身安全係が新設され、防犯保安係は、古物や風俗営業等の許認可業務を担当しており、人身安全係は、事態が急変し、凶悪事件に発展させないために新設された係になります。

刑事課では、現在の社会問題となっている特殊詐欺事件などに対抗するため、特殊詐欺捜査係が昨年の春から、阿倍野警察署にも新設されています。

また、組織的な犯罪を担当していた暴力犯係の他に薬物対策係がほとんどの警察署で設置されています。

以上、簡単ではございますが、警察署の組織についての説明を終わらせていただきます。

イ 自転車の通行方法

【委員】

議 事 概 要	自転車の交通マナーについて知りたい 【警察】 自転車の通行方法は、なかなか明確に知らない方が多く、基本的には車に乗るのと同じ考えで、道路の左側端を走ってもらえば結構かと思いますが、特例もございます。 また、自転車通行可の標識がないと自転車は歩道を走ることができないので、その際には車道の左側端を走行して下さい。 しかしながら、70歳以上と13歳未満の方は、車道での走行が危険なため、標識がなくても歩道を走行することができる特例がありますので、御理解下さい。 【委員】 自転車のヘルメット着用が義務化されたと聞くが、努力義務ということでしょうか。 【警察】 あくまで努力義務であり、罰則などはありません。 【委員】 経営する会社の従業員に自転車の傘をつけたまま走行する女性がいるが、これは取り付けてもいいのか。 駄目であれば、立場的にも注意しないといけないので教えてほしい。 【警察】 大阪府の道路交通規則で禁止されています。 特に罰則の適用などは行っておらず、指導・警告により対応しています。 【委員】 最近、インバウンドもあり、電動スクーター（キックボード）のような乗り物に乗る人を多く見るが、阿倍野署での利用者事故の取り扱いはあるか。 【警察】 阿倍野署管内でも2人乗りをして自動車と接触する交通事故が発生しており、事件送致した事例があります。 電動キックボードの走行については、16歳以上であれば免許証いらずで、利用することができます。 但し、条件があり、自賠責保険への加入、必要な装置、ランプなどを備えたもので、15キロの制限速度内であれば利用することができます。
---------	---